平成２８年（フ）第１６０２号
さいたま市南区内谷６丁目14番12号506
債務者　新納　久子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０４号
埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１　Ａ－408
債務者　森田真由美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１２号
埼玉県川口市末広１丁目７番５－106号
債務者　嶋田　明子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６１号
埼玉県春日部市西宝珠花451番地
債務者　巴　　直行
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５９８号
埼玉県八潮市大字木曽根1371番地２　レスポワールⅡ105
債務者　新橋　忠男
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６１４号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番21－703号
債務者　天貝八千代
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６２５号
埼玉県越谷市東大沢３丁目４番地３　第３ギャラリーマンション201号
債務者　アネス　オオニシ　イエルコ
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８３５号
愛知県大府市柊山町７丁目44番地　クロノス長久Ａ・Ａ103号、従前の住所愛知県大府市江端町３丁目22番地　ＢＭ－ＬＯＨＡＳ105号
債務者　近藤　光将
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８７５号
名古屋市熱田区比々野町72番地　コーポ魚半702号
債務者　山下　　円
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８２号
名古屋市港区七番町１丁目３番地の１　九番団地８棟906号
債務者　志知　大夢
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８３号
名古屋市港区七番町１丁目３番地の１　九番団地８棟906号
債務者　志知　友哉
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５９号
長崎県長崎市ダイヤランド１丁目12番７号
債務者　山下　修司
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
山梨県甲府市池田１丁目12番14号
債務者　川手　典郎
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
奈良市古市町1215番地の１　古市小集落地区改良住宅第31号
債務者　前田　秀樹
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４７１号
熊本市東区栄町２番１号　栄第一団地　ＫＤ－14－６
債務者　櫻田　りえ
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７３号
青森市富田３丁目20番３号　ダイヤモンドプリンセス107号
債務者　齊藤　史剛
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係